

人権擁護委員の推薦について

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年9月3日提出
霧島市長 中 重 真 一

記

氏 名 しげまる 重丸 しゅうぞう 修三

（提案理由）

人権擁護委員のはせがわ長谷川 きいち喜一氏の任期が令和元年12月31日で満了となるため、同氏の後任として推薦しようとするものである。